

相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答 令和6年1月19日

No.	資料名	頁	行	項 目				意見・質問内容		回答	
1	実施方針【修正版】	2	11	第1	1	(6)	②		本施設は現在、ネーミングライツが適用されておりますが、本事業ではネーミングライツに係る対応は事業対象外という理解でよろしいでしょうか。それとも事業者提案が可能でしょうか。	ネーミングライツに関する事業者の提案は不可とします。なお、ネーミングライツ・スポンサー決定に伴う施設名称の表示変更等は、市の指示に従い対応することとしております。	
2	実施方針【修正版】	3	6	第1	1	(6)	③	ウ	余熱供給切り替えに伴う工事に起因し、施設利用に支障が生じた場合、来館者の減及び利用料収入の減に係るリスクは市にて負担するという認識で宜しいでしょうか。	余熱供給の切り替えに伴いプール等が1か月程度利用できなくなることは想定しているため、その期間については指定管理料の中で維持管理していただくこととなります。ただし、休館が1か月を超える場合や、予期せぬ不具合等により休所が生じた場合には協議することを想定しています。	
3	実施方針【修正版】	3	10	第1	1	(6)	③	ウ	余熱供給切り替えに伴う配管接続等の工事は市にて実施するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
4	実施方針【修正版】	3	12	第1	1	(6)	③	ウ	北清掃工場の建替整備について余熱供給ルート変更に伴う費用が増加する場合は市負担となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
5	実施方針【修正版】	3	13	第1	1	(6)	③	ウ	休館中の維持管理費用含めた費用の扱いはどのようになるのか	余熱供給の切り替えに伴いプール等が1か月程度利用できなくなることは想定しているため、その期間については指定管理料の中で維持管理していただくこととなります。	
6	実施方針【修正版】	3	13	第1	1	(6)	③	ウ	北清掃工場の建替整備について1か月程度休館する場合、事業計画はどのように取り扱えばよろしいでしょうか。	北清掃工場の建替整備に伴う休館の時期等の明確な提示はできません。詳細は建替整備の詳細が明らかになった際に協議するものとします。提案の際の事業計画においては、考慮する必要はありません。	
7	実施方針【修正版】	3	13	第1	1	(6)	③	ウ	北清掃工場の建替整備について2か月程度休館する場合、休業期間中も維持管理・運営業務の事業対価は支払われるのでしょうか。	No.2を参照ください。	
8	実施方針【修正版】	5	33	第2	2	(1)	⑱		企画提案書提出前にVE提案を行うスケジュールですが、VE提案を行うことで企画提案にインセンティブ等が加味されるという理解でよろしいでしょうか。	VE提案の詳細は入札説明書等公表時に示します。	
9	実施方針【修正版】	5	38	第2	2	(1)	⑲		採用されたVE提案内容は、落札者の選定、公表までの間どのように取り扱われますか。	VE提案の詳細は入札説明書等公表時に示します。	
10	実施方針【修正版】	6		第2	2	(2)			追加の現地見学が可能となる期間はいつまでになりますでしょうか。	現状入札説明書等公表まで現地見学会を随時受け入れております。なお、入札説明書等公表後も現地見学を予定しておりますが、期間等詳細は入札説明書等公表時に示します。	
11	実施方針	8	9	第2	2	(5)	①	ア	応募者の構成等について、a.設計企業、b.工事監理企業、c.建設企業、d.維持管理企業、e.運営企業の資格を有すると認められた者と記載が御座いますが、事業統括管理業務を業務として想定している場合、a～eのいずれかで申し込みを行うことも出来ますが、新たに「f.その他企業」の項目を追加していただくと統括管理業務の役割が明確になると考えます。	「a.設計企業、b.工事監理企業、c.建設企業、d.維持管理企業、e.運営企業」以外の統括管理業務等の立場での参画を認める参加資格要件に変更します。詳細は入札説明書等公表時に示します。	
12	実施方針	8		第2	2	(5)	②	ア	b	参加資格条件に相模原市入札参加資格者名簿に登録があることとなっているが、運営事業者の場合、業種区分（工事、コンサル、一般委託、物品）のうち一般委託で登録をしていただければよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	8	17	第2	2	(5)	②	ウ	b	改修工事業務を行う企業の実績について、平成21年5月以降に履行した1,000㎡（プールサイド等を含む）以上の実績とありますが、参加要件を緩和して頂ければ幸いです。	ご意見を踏まえ、検討します。詳細は入札説明書等公表時に示します。
14	実施方針	8	19	第2	2	(5)	①	イ		構成企業は参加資格要件を有する企業と考えればよろしいでしょうか。	代表企業及び構成企業には【実施方針（令和6年1月19日修正）】の「第2（5）②応募者の参加資格要件」を満たすことを求めます。

No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容		回答	
15	実施方針	8	19	第2	2	(5)	①	イ		参加資格要件を有さない企業は本事業に参加は出来ないのでしょうか。	NO. 14を参照ください。
16	実施方針【修正版】	9	26	第2	2	(5)	①	エ	b	5レーン以上かつ25m以上のプールを備える施設の維持管理業務実績について、長期間施設を維持管理するためには、維持管理業務実績に加え、「5レーン以上かつ25m以上のプールを備える施設の修繕業務受託実績」を有することが望ましいと考えます。条件の追加をご検討願います。	維持管理企業に「修繕業務受託実績」を求める予定はありません。
17	実施方針	9	27	第2	2	(5)	②	ウ		ウ改修工事業務を行う企業の実績について、平成21年5月以降に履行した1,000㎡（プールサイド等を含む）以上の実績が求められていますが、その参加要件を緩和していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討します。詳細は入札説明書等公表時に示します。
18	実施方針	9		第2	2	(5)	②	イ-b ウ-b	応募者の参加資格要件	平成21年5月以降に竣工した1,000㎡（プールサイド等含む）以上と記載がありますが、①機械設備工事を主担当した場合は参加資格として認められますでしょうか、②躯体に絡むプール更新は計画されていませんので、施工実績要件から外して頂けませんでしょうか。	①について、機械設備工事を担当する企業に対しては、機械設備工事の実績を認めることを検討します。 ②について、ご意見を踏まえ、検討します。詳細は入札説明書等公表時に示します。
19	実施方針【修正版】	15	15	第6	2	(2)				市帰責による事業契約解除の場合、事業者の利益分も含め補償されるという理解でよろしいでしょうか。	市の責めに帰すべき事由による事業契約解除に該当した場合における市及び選定事業者の負担方法は入札説明書等公表時に示します。
20	実施方針【修正版】	15	17	第6	3					感染症拡大等により休館となる場合は休館中も維持管理・運営業務の事業対価は支払われるという理解でよろしいでしょうか。	発生した事象を勘案の上、不可抗力に該当するかどうかを含め、市と選定事業者との協議により決定します。なお、不可抗力に該当した場合における市及び選定事業者の負担方法は入札説明書等公表時に示します。
21	実施方針	18	表	共通	26					リスク分担において不可抗力が事業者リスクになっていますが、不可抗力であるなら市のリスク負担または協議事項ではないのでしょうか。	不可抗力のリスク負担者は市（選定事業者は一部負担）としています。なお、一部負担の趣旨は、損害を最小限に留める必要性等の観点から、生じた損害又は増加費用の一部について、選定事業者に負担を求める場合を想定しています。不可抗力に該当した場合における市及び選定事業者の負担方法は入札説明書等公表時に示します。
22	実施方針【修正版】	19		別紙2	16, 17					物価変動に伴う価格見直しの基準や考え方について、基準とする指標をご教示ください。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
23	実施方針【修正版】	19	24	別紙2	16-18					物価、人件費上昇による対価の見直しについて、事業契約に定める認識でありますが、よろしいでしょうか。また、年ごとに適正に見直し頂けるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
24	実施方針【修正版】	19	37	別紙2	26					不可抗力に感染症拡大による休館も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 20を参照ください。
25	実施方針【修正版】	19	41	別紙2	29					市が本事業に関連して別途発注する業務の責任は事業者は負えないものと考えます。	本施設内でのイベント開催への立会等を依頼する可能性もあるため、選定事業者を一部リスク負担者としています。
26	実施方針【修正版】	20	28	別紙2	51					改修業務範囲外の施設・設備瑕疵によるリスク負担について選定事業者側に△が付されておりますが、かかるリスク負担については全て市にて負担いただけませんかでしょうか。	【要求水準書(案)「第5 2(7)イ 修繕・更新業務」に記載の「修繕・更新が必要となった部位が、本事業で選定事業者が改修した範囲でないと判断された場合、その修繕・更新にかかる費用が1件につき250万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のもの及び収支予算書であらかじめ見積もられているものについては、選定事業者の負担により実施すること」に基づく、施設の設備・瑕疵によるリスク負担は選定事業者によるものとします。

No.	資料名	頁	行	項目			意見・質問内容			回答
27	実施方針【修正版】	20	28	別紙2	51				選定事業者が実施した改修工事業務の範囲外のものについての瑕疵リスクは負えないものと考えます。	NO. 26 を参照ください。
28	実施方針	20	表	別紙2	67	施設・設備 維持管理運 営			(入館者数変動リスク) 社会状況の著しい変動によるもの(不可抗力による休館又は大量キャンセル等)・・・市一部負担→不可抗力であれば市○、事業者△ではないでしょうか。	市○、事業者△に修正します。【実施方針(令和6年1月19日修正)】を参照ください。
29	実施方針【修正版】	21		別紙2					表外「物価や人件費リスクについては変動等が一定程度を超える割合で上下した場合、金額の調整等について協議する」とありますが、現在想定されている負担額の範囲をお示しいただけますでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
30	実施方針								応募グループが1グループでも本件は成立するのでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
31	実施方針								SPC(PFI方式での特別目的会社)を作らないDB方式の為、応募グループは代表企業を定めて提案書作成段階から施設整備段階を経たのちに、維持管理運営段階で運営・維持管理企業のいずれかに交替することも選択できることが望ましいと考えています。(例えば、設計・建設企業の何れかが代表企業を務めた場合、運営段階での業務が無いため。)	ご意見を踏まえ、検討いたします。詳細は入札説明書等公表時に示します。
32	実施方針								確認申請図面は確認することは可能でしょうか。	確認申請図面は市で保有が確認できていないため、提供ができません。
33	要求水準書(案)	2	6	第1	3				対象施設に第1駐車場が含まれているが、どのような提案を想定しているのでしょうか。	第1駐車場は総括管理業務・維持管理業務・運営業務の対象となります。設計・改修工事業務の対象として第1駐車場に対する要求水準は示していませんが、提案は可能です。事業目的等を踏まえ必要な提案をしてください。
34	要求水準書(案)	2	6	第1	3				第1駐車場が使用できなくなった場合の駐車場確保は費用負担も含めて事業者責任となるのでしょうか。	第1駐車場が使用できなくなった場合に選定事業者により代替の駐車場確保を求めるものではありません。市で代替駐車場を確保する場合は、市と協議により運用するものとなります。
35	要求水準書(案)	2	10	第1	3				北清掃工場建替整備に伴い第1駐車場が使用できなくなる旨の記載がございますが事業計画R16年度から事業対象外という理解で作成すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。令和16年以降事業対象外となります。
36	要求水準書(案)	3	42	第1	4				維持管理業務の対象として修繕・更新業務がございますが、修繕更新の対象範囲は今回改修工事の範囲という理解でよろしいでしょうか。	【要求水準書(案)「第5-2(7)イ 修繕・更新業務」に記載のとおり、1件につき250万円(消費税及び地方消費税を含む。)以下の修繕・更新業務は改修工事範囲外も選定事業者の業務範囲となります。
37	要求水準書(案)	3	42	第1	4				修繕更新業務における市の業務範囲をお示しいただけませんか。	本事業での改修工事対象以外の範囲で1件につき250万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える修繕・更新業務は市で実施します。市で実施する修繕・更新業務の具体的な計画は未定です。
38	要求水準書(案)	3		第1	4	維持管理業 務	修繕・更新 業務	施設の修 繕・更新	対象業務一覧の「修繕・更新業務」において市に○がついているが、市が対応するのはどういったことが発生した場合でしょうか。	NO. 37を参照ください。

No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答
39	要求水準書（案）	8		第1	6	事業期間		設計期間は令和7年4月～令和8年3月末の12カ月で、市の検査期間はどのくらいを見込んでおりますでしょうか。1年では短い可能性もあります。	設計期間は令和7年4月～令和8年3月末に縛る規定はありません。休館期間、竣工期限等を踏まえ事業者にて提案ください。設計業務に対する市の検査に関しては、【要求水準書(案)】「第2 2(2)設計業務」に「選定事業者は、設計業務が完了したときに市による設計図書の検査を受けること。なお、事前に市の設計図書のチェック及び必要な協議等を行うため、基本設計に係る図書は基本設計完了の1か月前まで、全ての設計図書は実施設計完了の2か月前までに事前提出すること」としています。
40	要求水準書（案）	8		第1	6	事業期間		設計・改修工事期間は令和7年4月～令和9年12月末の23カ月で、工事着手は令和8年4月以降とあります。市の検査期間はどのくらいを見込んでおりますでしょうか。	【要求水準書(案)】「第2 4(2)ウ改修工事完成後」に「選定事業者は、自主検査の結果を、各種法令に基づく検査結果に関する書面の写しを添えて、市に報告し、令和9年12月10日までに工事が完了した旨を市に通知すること」としています。市は選定事業者から完成確認検査の申し入れを受けた後、特に支障がなければ令和9年12月末までに改修工事完了の確認を通知します。
41	要求水準書（案）	8	表	第1	6			令和20年4月1日以降の施設運営に関する業者選定はどのように考えているかお教えいただきたい。	現状未定です。
42	要求水準書（案）	8	表	第1	6			特別な事情（天災等）により工事が遅れた場合、管理期間はどのようなものなのでしょうか。（期間が延長されるのでしょうか）	工事遅延の原因が不可抗力と判断された場合は、市と選定事業者との協議により決定します。詳細は入札説明書等公表時に示します。
43	要求水準書（案）	9		第1	7	(6)		学校水泳授業の受け入れ体制等については提案項目（採点対象）にならないのでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
44	要求水準書（案）	10	4	第1	7	(6)		業務委託契約とは運営事業とは別に水泳指導補助について教育委員会と締結するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書（案）	13	表	第1	8	(3)		各施設の機能にて「提案」となっているものは市として廃止でも構わないのでしょうか。それとも、できる限り継続を望んでいるのでしょうか。廃止と継続でどのように評価されるのでしょうか。（内容審査における評価点にどのような影響があるのか）	【要求水準書(案)】に記載の通り、「提案」とあるものは同機能を継続する場合は現状機能を復旧する改修を最低限実施するものとし、廃止する場合は選定事業者の提案によって機能・規模・位置等の変更を可能とします。個別の機能を廃止か継続かを評価することはなく、総合的な提案内容で評価する方針です。詳細は入札説明書等公表時に示します。
46	要求水準書（案）	13	表	第1	8	(3)		スライダー（低）は別の場所に設置することで提案してもよろしいですか？	廃止を含め選定事業者の提案によって機能・規模・位置等の変更を可能とするため、別の場所に設置する提案も可能です。
47	要求水準書（案）	13	表	第1	8	(3)		諸室の名称や数、配置場所については提案事項という認識でよろしいか？	ご理解のとおり、要求水準を満たした上で、数、配置場所は提案可能です。諸室の名称については提案に基づき、市と協議の上決定します。
48	要求水準書（案）	14	1	第1	8	(4)		本施設の開館時間について事業者提案にて延長することは可能でしょうか。	開館時間の延長についてご提案いただくことは可能です。ただし、提案のとおり開館時間と出来るかは確約できません。
49	要求水準書（案）	14	表	第1	8	(4)		本施設の現状の開館時間等を以下に示す。リニューアル後の開館時間等についても現状と同様とする想定である。と記載がありますが、開館時間の延長または短縮の提案をする余地はありますか。	No. 48を参照ください。
50	要求水準書（案）	14	12	第1	8	(4)		第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場の開館時間は、地下駐車場と同じと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書（案）	16	35	第2	1	(2)	イ	リフレッシュルームの有料化提案は可能でしょうか。	提案可能です。

No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答
52	要求水準書（案）	18	34	第2	2	(2)		防災・減災の観点から建物の構造等を・・・本事業にて実施する場合がありますが、本事業にて実施した場合には維持管理費も影響があるため、協議をお願いします。	記載内容について再検討の上、入札説明書等公表時に示します。
53	要求水準書（案）	24		第2	5	配置予定技術者	改修工事業務	「監理技術者は、一級建築施工管理技士、一級電気施工管理技士、一級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者とする。」とあります。確認ですが、監理技術者は一級建築施工管理技士でなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書（案）	26	20	第3	1	(4)	①	建築要件_諸室仕様について、「廊下より内部の様子が見える仕様とする。」とありますが、ブラインドやカーテン等で内部の様子を見えなくすることで、室内の使用用途に幅が出来ると思います。要求水準の諸室仕様についてご検討いただけますでしょうか。	ブラインド・カーテン等の設置を妨げるものではありません。
55	要求水準書（案）	26	表	第3	1	(4)		会議室の水準が示されているが、最低5部屋設ける必要があるのででしょうか。機能を満たせば部屋数の条件はないという認識でよろしいでしょうか。（例えば、ダンスの部屋と軽音楽の部屋を兼用することが可能でしょうか）	「会議室等の諸室の整備水準」に記載の「用途については1室に複数の機能を持たせること（例：会議にもダンスにも利用できる多目的室の設置）も妨げない」とおり、必ずしも5部屋設けることを必須としていません。1室で複数の用途を兼ねることも可能です。
56	要求水準書（案）	28	23	第3	1	(4)	③	陶芸、工作等に供する施設の整備基準において選定事業者調達の什器備品に陶芸窯が含まれておりますが、既存の陶芸窯は市にて撤去されるという理解でよろしいでしょうか。	既存陶芸窯の撤去も選定事業者の業務範囲に含まれます。
57	要求水準書（案）	28	23	第3	1	(4)	③	陶芸、工作等に供する施設の整備基準において陶芸窯の利用料金は事業者による提案でよろしいでしょうか。	提案は可能ですが、詳細は入札説明書等公表時に示します。
58	要求水準書（案）	28	25	第3	1	(4)	④	軽音楽の演奏等に供する施設の整備基準において音響設備、ドラムセット、指揮台等の什器備品が事業者調達備品として掲載されておりますが、備品は有料貸出でしょうか。或いは有料、無料、貸出金額水準等含め事業者提案でしょうか。	有料、無料、貸出金額水準等含め事業者の提案によります。ただし、市場価格等を踏まえた提案が必要であると考えております。
59	要求水準書（案）	29	1	第3	1	(4)	⑤	多目的用途に利用できるスペースの整備基準において什器備品が事業者提案として掲載されておりますが、備品は有料貸出でしょうか。或いは有料、無料、貸出金額水準等含め事業者提案でしょうか。	No. 58を参照ください。
60	要求水準書（案）	30	13	第4	1	(2)		北清掃工場建替整備工事による休館影響等は事業計画にどのよう折り返せばよろしいでしょうか。	No. 6を参照ください。
61	要求水準書（案）	33	11	第4	1	(8)		「表1 総括管理業務、維持管理業務、運営業務における提出書類」について「（市税の滞納無証明書を添付すること）」とありますが、事業計画書の内容とは異なると思われます。市税の滞納無証明書を添付する必要はないと考えて良いでしょうか。	市税の滞納がないことを確認するために毎年度提出を求めます。
62	要求水準書（案）	34	4	第4	2			開館準備業務について、「市が自ら行う方が効率的・効果的に公共サービスを提供できると判断される場合」と記載がありますが、具体的にどのような状況を想定していただけますでしょうか。	例えば、広報等に関して提案に応じて市の実施が望ましいものがあれば、協議します。
63	要求水準書（案）	35	1	第4	2	(5)		リニューアルイベントについて、どの程度までの費用を予定価格に見込んでいただけますでしょうか（セレモニー以外に著名人を招へいしてのイベントなどの費用も見込んでいただけますでしょうか）。	リニューアルイベント等は市が開催する場合に協力を求めるものです。例示されているような「セレモニー以外に著名人を招へいしてのイベントなどの費用」等は見込んでいません。ただし、選定事業者の提案を妨げるものではありません。
64	要求水準書（案）	37	2	第4	3	(4)	イ	管理開始時の備品台帳は市で作成されるという認識でよろしいですか。現状備品台帳の管理は市となっているが、改修後は管理者側での管理となるのでしょうか。	管理開始時の備品台帳の作成を含め、選定事業者の業務範囲となります。既存施設での備品等については、【要求水準書（案）添付資料11付属備品等一覧】を確認ください。

No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答
65	要求水準書（案）	38		第4	4	(1)	(イ)	普通救命講習の受講について、日赤救急法やスポーツファーストエイダー等同等の講習でも可とさせていただきたいです。	ご意見を踏まえ検討します。詳細は入札説明書等公表時に示します。
66	要求水準書（案）	38	27	第4	4	(3)		ネーミングライツ・スポンサー決定に伴う施設名称の表示変更等に伴う追加費用負担につきましては市負担という理解でよろしいでしょうか。	ネーミングライツ・スポンサーの変更に伴う費用負担は市等が負担する想定です。
67	要求水準書（案）	38	27	第4	4	(3)		「本施設についてのネーミングライツ・スポンサー決定に伴う施設名称の表示変更等は、市の指示に従い対応すること。」とありますが、施設名称変更等に伴い発生する費用（パンフレット更新など）については市がご負担との認識でよろしいでしょうか。	No. 66を参照ください。
68	要求水準書（案）	42	1	第5	1	(10)		光熱費は設備等も変更となるため、当初3年間（最低限初年度）は精算項目にさせていただきたいです。	精算とせず、【要求水準書（案）】に示すとおり指定管理料に含む想定です。
69	要求水準書（案）	42	1	第5	1	(10)		近年の光熱水費の上昇、人件費の上昇は予定価格に加味されているのでしょうか。 （人件費は直近10年で25.36%上昇している）	想定できる範囲で加味しています。
70	要求水準書（案）	42	18	第5	1	(11)		範囲外も含む施設全体とあるが対象物を明記して頂きたい、また劣化診断調査及び構造躯体劣化調査とあるが調査機関の指定・報告書の提出方法など指定があるか？最終的に提出する長期修繕計画の期間に定めはあるか。	具体的な調査方法等は協議によるものとします。長期修繕計画の策定期間は【要求水準書（案）】に示すとおり、事業期間終了から概ね10年とします。
71	要求水準書（案）	43	12	第5	2	(1)	イ	「金属部の錆・結露・カビの発生を防止すること。」とありますが、金属部の錆・結露・カビの発生は防止できないため、「錆・結露・カビの発生に留意し、発生が確認された場合は、適切に対応すること」等、修正頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、修正する方向で検討します。詳細は入札説明書等公表時に示します。
72	要求水準書（案）	43	29	第5	2	(2)		「部品の廃盤等により、保守点検を行うことができなくなった場合には、市と選定事業者が協議の上、設備の更新又は廃止を決定し、余剰となった費用については返還を求めることがある。」とありますが、 ①余剰となった費用を合理的な理由により市と協議して、他の用途に充当することを検討いただくことは可能と考えて良いでしょうか。 ②設備の更新又は廃止を決定したことで、追加費用が発生した場合は、市にて負担いただけるという理解で良いでしょうか。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、設備の更新又は廃止により維持管理費が増加する場合は、協議することを想定しています。
73	要求水準書（案）	43	31	第5	2	(2)		市と選定事業者が協議の上、設備の更新又は廃止を決定し、余剰となった費用については返還を求めることがある。とありますが更新を行った際、維持管理費等が増大する場合はどうなるのでしょうか。	No. 72を参照ください。
74	要求水準書（案）	48	11	第5	2	(6)		備品管理業務の説明において「エ. 備品管理台帳の整備」について解説はございませんでしょうか。	「エ. 備品管理台帳の整備」については、【要求水準書（案）】「第4 3(4)備品等び管理、備品台帳の作成」を参照ください。
75	要求水準書（案）	49	1	第5	2	(7)	イ	長期修繕計画書の提出時期について「本事業の開始前に市に報告する」となっていますが、設備メーカー等は設計・改修工事期間に決定するため、「供用開始後遅滞なく市に報告する」ことが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、入札説明書等公表時に示します。
76	要求水準書（案）	49	13	第5	2	(7)		修繕更新が必要となった部位において、事業対象外範囲の場合は全額市にて負担いただけませんか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答
77	要求水準書（案）	49	17	第5	2	(8)			外構等の管理業務について休館中は貴市若しくは現在の指定管理者が行い、本件事業においては改修工事終了後の令和10年からという理解でよろしいでしょうか。	令和8年3月末までは現指定管理者にて行います。令和8年4月以降の休館期間中は設計、改修工事業務の中で外構等を含む施設管理は事業者にて実施するものとします。指定管理者による維持管理・運営業務は、令和10年1月からを想定しています。
78	要求水準書（案）	49	35	第5	2	(8)	イ		「第2駐車場、第3駐車場について、点検、清掃を行い、必要に応じて市への報告を行うこと。」とありますが修繕業務は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書（案）	50		第5	2	(8)	エ		令和16年度以降、第1駐車場の利用ができなくなる場合、管理料に変更は生じるのでしょうか。	第1駐車場の利用ができなくなることによる指定管理料の変更は予定しておりません。
80	要求水準書（案）	51	20	第6	1	(1)	(オ)		「学校のプール事業の受入を推進する。」とありますが、推進するとはどのようなことか具体的に教えて下さい。	学校プール授業は指定管理業務ではなく教育委員会と別に委託契約を締結し実施していただくものであり、受け入れ規模の想定は【要求水準書（案）】のP9からP10のとおりですが、今後さらに受け入れ希望が増加する可能性もあるため、施設の運営に支障のない範囲で積極的に受け入れていただくことを期待し推進と記載しております。
81	要求水準書（案）	52		第6	1	(4)			監視従事者の資格要件に「18歳以上で500m以上の泳力を有し、心身とも健康で、水面監視業務を履行できる者」と記載がありますが、「プール監視、救助法について日本赤十字社水上安全法の内容に準じた必要な研修を受けた者」などとしていただきたいです。	ご意見を踏まえ、検討します。詳細は入札説明書等公表時に示します。
82	要求水準書（案）	54	17	第6	2	(1)	イ	(イ)	利用料金について人件費、物価高騰等を反映した改定について事業者側より協議、申し入れを認めて頂けるのでしょうか。どのような場合に料金改定を認めて頂けるのでしょうか。	本施設の設置及び管理に関する条例に規定の利用料金の範囲内において、市と選定事業者との協議により決定します。なお、当該条例に規定の利用料金については、3年に1回、見直しを実施することとしています。
83	要求水準書（案）	54		第6	2	(1)	イ		改修による利用料金に関する条例の改定は検討していますか。	プールにおける専用利用の新設や諸室の整備による利用料金の新設・改定等も想定しています。また、利用料金については3年に1回、見直しを実施することとしているため、利用料金の改定も想定されます。
84	要求水準書（案）	54		第6	2	(1)	イ		期間中に利用料金の改定は検討しているのでしょうか。改定した場合、管理費は減額となるのでしょうか。	利用料金については3年に1回、見直しを実施することとしているため、利用料金の改定も想定されます。また、利用料金の改定により、収入が増加する場合、支出も踏まえつつ見直しを行い、減額する可能性もあります。
85	要求水準書（案）	57		第6	2	(3)			ホームページでは施設の予約状況を確認するのみで予約機能は必須でないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	要求水準書（案）	57		第6	2	(4)			売店の光熱水費は選定事業者の負担とあるが、出店業者に負担を求めて問題ないでしょうか。既存売店の撤退に伴う調整は、市で実施する解釈でよろしいでしょうか。	光熱水費を出店業者の負担として問題ありません。なお、既存売店の撤退は市が調整する想定です。
87	実施方針、要求水準書								本事業は、相模原市で行う初めてのDBO方式による事業スキームと思われませんが、市内企業の育成や地域経済の振興について考えがあるかご教示頂ければ幸いです。	本事業の事業者選定に当たっては、透明性、公平性及び競争性の確保を前提として、評価における地元企業の参画の有無や、地域経済への貢献等の考慮について検討していく必要があると考えています。

No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答
88	要求水準書（案） 添付資料01 整備水準	—	—						改修内容と改修仕様の位置づけ（読み方）について質問ですが、定義において「改修仕様欄に記載がない改修内容については「既存仕様と同等以上」の改修仕様を予定する」とあります。表中、改修仕様が空欄の箇所は散見されますが、基本的には「既設仕様」に対して「改修内容」に基づく整備を「既設数量」に対して実施すれば宜しいでしょうか。概算工事費に関連するため、確認させて頂ければと考えます。	最低限求める要求水準としては、ご理解のとおりです。
89	要求水準書（案） 添付資料01 整備水準	7	—						上記質問に関連しますが、改修内容に基づく整備の実施が優先される場合において、例えば「屋外：屋上-庇」において、改修内容が「庇屋根面補修」とあり「既設数量・改修仕様」が空欄です。既設は「SUSシームレス溶接工法の金属屋根」であり、この場合どのような補修を想定されていますでしょうか。概算工事費に関連するため、確認させて頂ければと考えます。	改修仕様が空欄のものについては、既設仕様と同等以上を求めます。なお、例示された金属屋根については、経年による劣化のため塗装による補修を想定しています。
90	要求水準書 添付資料06								改修内容で既設数量が「1式」のものは、どのように判断すればよろしいでしょうか。また、数量を算出できる根拠資料がございませんでしょうか。	添付資料01整備水準に対するご質問として回答します。入札説明書等公表時に可能な限り詳細が提示できるよう検討します。
91	その他								入札が不調となった場合、事業の進捗にどのように影響するのでしょうか。	入札説明書等の見直しを行い、再度入札公告を行うことが想定されますが、事業の進捗への影響については事業者選定の状況にもよるため現時点では不明です。
92	その他								次期指定管理者期間（R6.7）の指定管理料は194,996,000円となっており、先日発表の「北市民健康文化センター改修事業民間活力導入可能性調査結果報告書」では、1.75億円（10年間合計額を1年換算）となっているが、改修事業時の金額はどのような積算で想定しているのでしょうか。	入札説明書等で示す額は想定できる範囲の物価変動等を加味した事業費とする想定です。
93	その他								予算規模を鑑みると全ての改修を行うことは難しいと思われるが、市として改修する設備等の優先順位や希望があればお示しください。	要求水準書(案)に記載の事項はすべて実施を想定するものです。ただし、コストサウンディング等を踏まえ、改修工事内容は精査します。
94	その他								循環ろ過設備は既設の全自動砂式を更新することを基準としているように読み取れますが、砂式以外のろ過設備を提案することは可能でしょうか。	提案を認めます。ただし、変更する場合は、既存のろ過方式からの変更理由を明確にして提案ください。